

## 岡本の国会での質問

180-衆-憲法審査会-7号 平成24年06月07日

○岡本(充)委員 民主党の岡本でございます。

まず最初に、先ほど山崎委員から、憲法二十六条の国民の教育を受ける権利について議論がありましたので、私も法制局に一点確認をしたいと思っております。

昨今、能力以外のもので、受けられる教育に差ができてきている状況があります。もう一度確認をしておきたいわけでありましてけれども、現行憲法において、その能力に応じてということであれば、必然的に、先ほど、門地等で差別をしてはならないということであるという解釈でありましたが、例えば、住んでいるところによって学習塾があったりなかったり、また場合によっては、学習塾に行くお金があったりなかったりした結果、行ける中学校、高等学校がかわってくる、学習塾に行くかどうかは公的な教育とはちょっと違うとは思いますが、結果として、高等学校、中等学校といった、学校教育法で当然のことながらそれぞれが受ける権利を有している可能性のある、こういった教育が受けられなくなるということについてどのような解釈、議論がなされてきたのか。

またあわせて、昨今、大変高額な授業料を要求する大学等がありまして、結果として、その大学に通うためには、まずその学費を支弁できるかどうか選考の一過程になり得る。言わずもがな、受験生の家族がそこを思料しなければ受験できない、こういうような状況についてどのような議論がなされてきたか、わかる範囲でお答えをいただければと思います。

○大畠会長 法制局としては難しい内容かもしれませんが、これまでの調査会等の経過を踏まえて発言をお願いします。

○橋法制局参事 岡本先生、御質問ありがとうございます。

大変難しい問題でございまして、会長御指摘のとおり、憲法の講学上の御議論としては、その能力に応じてというのは、その者の教育を受ける資質以外の他の事項によって差別してはならないという以上でも以下でもないということであるとしか申し上げることはできません。

ただ、実質的な平等を図るものだ、憲法十四条と相まって、教育を受けようとする意欲と能力のある者に対しては、国家は実質的な平等を図るために教育の機会均等を与えなければならない、そういう理念的な規定であることは確かでございます。それをどのように解釈し、具体的な法律ベースに制度設計するかは、まさしく先生方の立法権の行使になられるかと存じます。

後者の、大学におきます高額な授業料につきましては、今度は二十六条の二項後段のいわゆる無償の範囲という形で、こちらの方は、衆議院の憲法調査会におきましても国会論議におきましてもさまざまな御議論があるところは先生御承知のとおりであります。

義務教育、いわゆる小学校、中学校教育の無償とされる範囲、これは授業料である、法律ベースで教科書まで無償とされているけれども、憲法上要求されているのは授業料の無償であるというところは、たびたび御議論になられている点かと存じます。

以上です。

---

○岡本(充)委員 現在交わされている議論の中でも、私は、こういったその能力に応じてひとしく教育を受ける権利というものについて、やはりしっかり議論をする必要があると思っております。

最後にもう一つ。

先ほど柴山委員から、公共の福祉というワーディングについてどうかという議論がありましたが、どのような言葉を使うにせよ、公共の福祉というのは一体何なのか、そして、憲法十二条で書いているところの、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負うわけでありまして、国民はこれ

を濫用してはならないという中でも我々は立法をしてまいったところではありますが、こういった条文と相まって、やはり昨今、個人の利己的な人権行使を限定すると解されている公共の福祉のあり方、そしてその解釈について、明文化するまでもなく、きちっとそこについて議論をしていく、その必要性があると私は考えています。

以上です。

○岡本(充)委員 民主党の岡本でございます。

今議論になっております新しい権利を明文化していくべきか否かという話でいいますと、私は、結論からいうと、現行の憲法で十分読める内容が今議論の対象になっているというふうに考えています。

さまざまな権利をこの憲法に記したい、こういうお話は私も聞いているところではありますが、先ほどの山尾委員の発言とも重なりますが、一方の権利を書き、一方の権利を書かないということになってきますと、これは、書かなかつた権利を求める皆さん方からすると大きな失望を呼びますし、また、さらなる加憲についての要請が出てくる、こういう話になってくると思います。

この憲法に書かなければ重大な国民の損失が起こる、こういう場合に限って明文化されるべきであって、当然のことながら、現行憲法で解することができるというようなものであれば、これは改めて書かなくてもいいのではないかと、このように私は考えています。

例えば先ほどの環境権についても、さまざまなシチュエーションがあるわけではありますが、環境権の侵害というのは、往々にして、個人もしくは法人等が何らかの行為を行うことによりその権利を主張する、もしくは、その権利を行使する段階で別の個人また法人に対してその環境が害されるというケースが多いというふうに解するわけでもあります。こういった場合にも、この調整というのは、まさに先ほどの言葉にもありますけれども、公共の福祉という観点に立って個人の利己的な人権行使を限定するという立場に立つとすれば、この公共の福祉という言葉で解する中で解決を見ることができるのではないかと考えています。

例えば財産権についても、財産権は重要な権利だ、こういう話もある一方で、さまざまな財産権の侵害についても裁判等がなされています。一方で、第二十九条の二項の方には、「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。」こう書いてあるわけですから、当然のことながら、財産権の行使だといってさまざまな環境破壊をしていくことは公共の福祉に反するということは、解釈上もできるのではないかと、私はこのように考えているわけでもあります。

結果として、さまざまなシチュエーションがあつて、なかなかこれに適合しないというものが明らかであれば、それは措置をとっていく必要はあるのでありましようけれども、現時点において、こういった公共の福祉という言葉をしっかり解して、どういう部分に対してはその権利は抑制的であるべきなのか、こういったことをしっかりと議論していくことが、結果として、国民の皆さんが求めているさまざまな権利の具現化につながるのではないかと、このように考えておきまして、必ずしも、憲法上明文化すべき課題というのは現時点ではないのではないかと、このように考えています。